

## 市町村が配分計画を認可する (農地中間管理事業の主体となる) 場合の課題

### 1. 都道府県の主体性・責任の明確化に反するおそれ

農地中間管理機構は県段階の公的な機関として、農地の出し手から借り受けた上で、担い手に対し、規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して貸し付けるということが構想の基軸となっている。

また、機構のガバナンスについては、産業競争力会議や規制改革会議における議論の中で、目標達成にかかる責任は都道府県が負うこととし、明確な責任体制とすべきと指摘されている。

一部の農用地利用配分計画について市町村の認可となった場合、目標達成に向けた担い手への農地集積の推進にあたっての都道府県の主体性が失われ、また、責任が不明確になる可能性がある。

### 2. 適切な貸付先が選定されないおそれ

農地の貸付先については、公平・適正に決定されるようにするため、都道府県知事が認可した事業規程において定められた貸付先決定ルールに基づき、適切な貸付けの相手方を選定することとしている。

貸付先決定ルールを定めていない市町村が貸付けの相手方を決定し農用地利用配分計画を認可すると、ルールに基づいて公平・適正に選定されたかどうか不明確になる。

### 3. 広範な受け手の掘り起こし活動が行われぬおそれ

借受者が農地と同一の市町村に所在する場合のみ当該市町村が配分計画を認可する仕組みとなった場合、配分計画の認可が市町村により行われるようにするため、地域外では受け手の掘り起こし活動が行われなくなる可能性がある。